

年企発0324第4号

平成26年3月24日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長

（公印省略）

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」
の一部改正について

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）」が公布され、平成26年4月1日に施行されることに伴い、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）」の一部を下記のとおり改正し、平成26年4月1日施行分から適用することとしたので、これに基づき規約の承認等の事務を行うとともに、企業年金を実施する事業主等の関係者に対しても、十分な説明や適正な指導等を期せられたい。

記

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）」の一部改正について

別紙7「添付書類（届出）」を次のように改める。

添付書類（届出）

変更内容 添付書類	規約変更の届出																規約の失効	
	事業主の変更			事業所の変更			運営管理機関の変更		資産管理機関の変更			資産運用の基礎的な資料の提供方法等の変更	支給予定期間及び支払回数の追える変更	事務費又は加入者負担する事務費の割合に増減を伴う変更	事業年度に関する変更	条項の規定する内容に実質的な変更を伴わない変更		法令に伴う改正（事業主加入者の加入の目的を達成するものを除く。）
	事業主の減少の場合	名称の変更	住所の変更	事業所の減少の場合	名称の変更	所在地の変更	名称の変更	住所の変更	資産管理契約の相手方の変更	名称の変更	住所の変更							
労働組合または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書	△			△								○	○	○	○	○		
労働組合の現況に関する事業主及び労働組合の代表者の証明書または被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書	△			△								○	○	○	○	○		
確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し												△		△				
資産管理契約書の写し									△					△				
登記事項証明書	▲	▲	▲															▲
名称変更に係る決議議事録、対外的公表資料等		▲			△		○			○								
住居表示の変更内容が分かる書類			▲			△		△			△							
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主でなくなったことが分かる書類	▲			△														▲
就業規則（または労働協約）及び給与規程（または退職金規程）の写し（注）																	△	
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照条文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○＝必ず添付、△＝必要に応じて添付、▲＝いずれかを添付

（注）就業規則等の添付書類については、変更内容の確認に必要な部分が添付されればよいこととし、また、2以上の厚生年金適用事業所で実施する企業型年金において、実施事業所間で当該就業規則等の内容に全く相違がない場合にあっては、その旨を記載した書類を添付した上で、当該就業規則等の写しの一部を省略できることとする。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）新旧対照表

新																		
変更内容 添付書類	規約変更の届出																規約の失効	
	事業主の変更			事業所の変更			運営管理機関の変更		資産管理機関の変更			資産運用の基礎的な資料の提供方法等の変更	支給予定期間及び支払回数種類の追加に係る変更	事務費の額又は割合は変更（加入者等が負担する事務費の額又は割合の増加に係る変更を除く。）	事業年度に関する変更	条項の異動等規約に規定する内容的な変更を伴わない変更		法令の改正に伴う変更（事業主掛金及び加入者掛金の額に係るものうち実質的な変更を伴うものを除く。）
	事業主の減少の場合	名称の変更	住所の変更	事業所の減少の場合	名称の変更	所在地の変更	名称の変更	住所の変更	資産管理契約の相手方の変更	名称の変更	住所の変更							
労働組合または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書	△			△					○			○	○	○	○	○		
労働組合の現況に関する事業主及び労働組合の代表者の証明書または被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書	△			△					○			○	○	○	○	○		
確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し											△							
資産管理契約書の写し											△							
登記事項証明書	▲	▲	▲															▲
名称変更に係る決議議事録、対外的公表資料等		▲			△				○									
住居表示の変更内容が分かる書類			▲			△					△							
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主でなくなったことが分かる書類	▲			△														▲
就業規則（または労働協約）及び給与規程（または退職金規程）の写し（注）																	△	
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照条文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○=必ず添付、△=必要に応じて添付、▲=いずれかを添付

（注）就業規則等の添付書類については、変更内容の確認に必要な部分が添付されればよいこととし、また、2以上の厚生年金適用事業所で実施する企業型年金において、実施事業所間で当該就業規則等の内容に全く相違がない場合にあっては、その旨を記載した書類を添付した上で、当該就業規則等の写しの一部を省略できることとする。

旧																			
変更内容 添付書類	規約変更の届出																規約の失効		
	事業主の変更			事業所の変更			運営管理機関の変更		資産管理機関の変更			資産運用の基礎的な資料の提供方法等の変更	支給予定期間及び支払回数種類の追加に係る変更	加入者等が負担する事務費の額又は割合は変更（事務費の額又は割合の減少に係る変更に限る。）	事業年度に関する変更	法令の改正に伴う条文等の変更		実施事業所における労働協約及び就業規則の内容の変更に伴う文言の変更	
	事業主の減少の場合	名称の変更	住所の変更	事業所の減少の場合	名称の変更	所在地の変更	名称の変更	住所の変更	資産管理契約の相手方の変更	名称の変更	住所の変更								
労働組合または被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書	△										○			○	○	○	○	○	○
労働組合の現況に関する事業主及び労働組合の代表者の証明書または被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書											○			○	○	○	○	○	○
確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し														△		△			
資産管理契約書の写し														△		△			
登記事項証明書	▲	▲	▲																▲
名称変更に係る決議議事録、対外的公表資料等		▲				△					○						○		
住居表示の変更内容が分かる書類																▲			
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主でなくなったことが分かる書類	▲					△													▲
就業規則（または労働協約）及び給与規程（または退職金規程）の写し（注）																			△
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照条文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○=必ず添付、△=必要に応じて添付、▲=いずれかを添付

（注）就業規則等の添付書類については、変更内容の確認に必要な部分が添付されればよいこととし、また、2以上の厚生年金適用事業所で実施する企業型年金において、実施事業所間で当該就業規則等の内容に全く相違がない場合にあっては、その旨を記載した書類を添付した上で、当該就業規則等の写しの一部を省略できることとする。